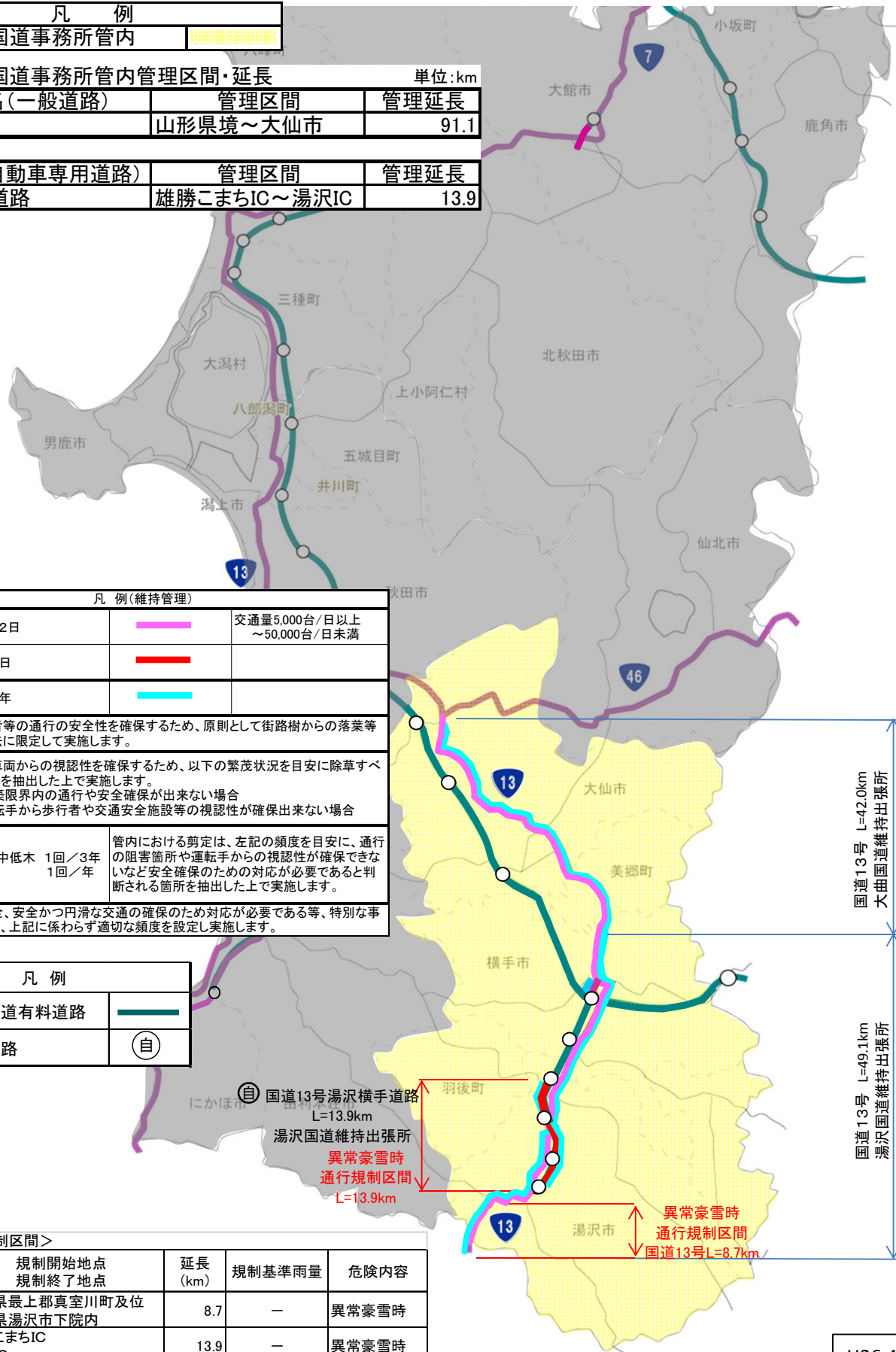


# 平成26年度 湯沢河川国道事務所管内 維持管理計画(案)

湯沢河川国道事務所が管理する一般国道及び自動車専用道路(湯沢横手道路)の維持管理の対象範囲及び頻度等については下記のとおりです。

凡 例	
湯沢河川国道事務所管内	

湯沢河川国道事務所管内管理区間・延長		
		単位:km
道路名(一般道路)	管理区間	管理延長
国道13号	山形県境～大仙市	91.1
道路名(自動車専用道路)	管理区間	管理延長
湯沢横手道路	雄勝こまちIC～湯沢IC	13.9



凡 例(維持管理)			
道路巡回	1回/2日		交通量5,000台/日以上 ～50,000台/日未満
	2回/日		
路面清掃	1回/年		
歩道清掃	歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施します。		
除草	通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安に除草すべき箇所を抽出した上で実施します。 ・建築限界内の通行や安全確保が出来ない場合 ・運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合		
剪定	高木・中低木 1回/3年 寄植 1回/年	管内における剪定は、左記の頻度を目安に、通行の阻害箇所や運転手からの視認性が確保できないなど安全確保のための対応が必要であると判断される箇所を抽出した上で実施します。	
※道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に係わらず適切な頻度を設定し実施します。			

凡 例	
高速自動車国道有料道路	
自動車専用道路	

国道13号 L=42.0km  
大曲国道維持出張所

国道13号 L=49.1km  
湯沢国道維持出張所

国道13号湯沢横手道路  
L=13.9km  
湯沢国道維持出張所  
異常豪雪時  
通行規制区間  
L=13.9km

異常豪雪時  
通行規制区間  
国道13号L=8.7km

<異常気象時通行規制区間>				
路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長 (km)	規制基準雨量	危険内容
国道13号	山形県最上郡真室川町及位 秋田県湯沢市内院内	8.7	—	異常豪雪時
湯沢横手道路	雄勝こまちIC 湯沢IC	13.9	—	異常豪雪時